令和２年度後期　筑波大学法曹学修生募集要項

　「筑波大学法曹学修生」制度は，本学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の修了者に司法試験受験のための学習環境を提供するものであり，法曹学修生は本学東京キャンパス文京校舎の以下の施設を利用できます．ただし，コロナ・ウイルス感染拡大防止のため，以下各施設の使用に制限が設けられる場合がありますので，本学東京キャンパス及び法曹専攻の各ウェブサイトの掲示にご留意願います．

　　・法曹自習室（申請者が多数の場合には修了年度が最近の方から優先し，さらに抽選を行う場合があります）

　　・講義室およびゼミ室（自主ゼミに利用する場合のみ）

　　・大塚図書館

　　・全学計算機用東京サテライト室

　　・学生用ロッカー（受入が多数となった場合は使用できないことがあります）

　なお，授業科目の履修は認められません．履修を希望する場合は「科目等履修生」の申請が別途必要となります．

1. 受入対象者

つぎのいずれかに該当し，教員会議で受入を認められた者です．

1. 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
2. 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了した日の後の最初の4月1日

　　から5年を経過していない者

　（注）司法試験合格者は，本制度の趣旨に反するため応募資格を認められません．

受入について，申請者が多数の場合には，修了年度が最近の方から優先し，さらに抽選を行う場合があります．また，過去に本学が定めた規則に違反する行為を行った者は，受入を認められない場合があります．

1. 受入期間

　受入期間は10月1日～翌年3月31日の6か月で，本学法科大学院修了後の最初の4月1日から5年の範囲で延長が可能です．

1. 出願書類
2. 筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書（本学所定用紙）　　1通
3. 写真　　1枚（申請前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもの〔縦3cm×横2.4cm〕）
4. 誓約書
5. 返信用封筒（長形3号〔住所・氏名を記入，切手不要〕）

※　②について，直近で法曹学修生であった者が期間延長申請をする場合には不要です．

1. 申請期間【郵送でのみ受付】

8月21日（金）－8月28日（金）　郵送で本学東京キャンパス必着

申請にあたり，つぎの点にご留意ください．

⑴ 法曹学修生の受入は6か月を単位とします．前の期に法曹学修生であった者がひきつづいて受入を希望する場合，所定の出願期間中に期間延長申請を行う必要があります．

⑵ 郵送代金は，申請者が負担します．

⑶ 出願書類を本学東京キャンパス社会人大学院等支援室（3階）窓口（以下，支援室窓口とする．）

へ持参されても受け取りません．また，期限までに不着の場合，原則として出願受付とみなし

ません．

⑷ 出願書類受領後，受入を認められた者の番号および自習室内に割り当てられた棚番号について

は，法曹専攻ウェブサイトに掲載します．

（注）受入の許否およびその理由について，電話または支援室窓口での問合せには応じられま

せん．

1. 「学修生証」の交付について（新規申請者に限る）

追って支援室からお知らせいたします．

1. 所持品の取扱い

教員会議により受入を認められなかった場合，あるいは，受入は認められるも身分証明書発行費の納付を欠く場合等

　・法曹学修生の資格を失うので，各自に割当てられた棚にある所持品は指定の期間内に収去

してください．履行されない場合，施設委員会が所持品を撤去等します．

1. その他

　　・法曹学修生には，学生割引証及び通学証明書は発行されません．

　　・申請にあたって本学が取得した個人情報は，受入に関する業務，学籍管理及び本人との

連絡業務にのみ使用します．

1. 出願書類の郵送先

　　〒112-0012　東京都文京区大塚3－29－1

　　　筑波大学東京キャンパス文京校舎　社会人大学院等支援室法科大学院教務担当